

所得税課税方針不当に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年 壹月卅拾日

所得税課税不当に関する質問主意書

一、昭和二十二年度の所得税の課税の高率は実に驚くべき悪課税の叫びで全國民はふるい上つてゐる、今日の關生活により生活費は死的最後の線を守る爲上昇に次ぐ上昇である、所得は竹の子生活により、有るべきものが少ない、然らばこそ各地の税務署に対し國民は毎日必死の陳情中である、不当なる課税の人々だけに対しては訂正すべきが善政であり、民主政治の本体であるが、政府の所見を問う。

一、只今決定中の十三種目の業者の全國総決定額は何百億円であるか発表を要求する。

一、政府は不当課税により國民を死滅せしむる考えか生かす考えか所見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。